

水中検査に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

水中検査に関する事項

改正理由

IACS において、船底検査に関する要件を規定する IACS 統一規則 Z3 の一部改正が採択された。同改正では、本会が承認した水中検査のための必要な措置が講じられた船舶が船底検査に代わる水中検査を適用する際の水中検査の実施条件が明確化された。

今般、IACS 統一規則 Z3(Rev.5)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

本会が承認した水中検査のための必要な措置が講じられた船舶が、船底検査に代わる水中検査を適用する際の水中検査の実施条件を明確化した。